

川内原子力発電所操業差止訴訟に係る準備書面 2、3 の概要について

1 . 準備書面 2 について

当社は、新規制基準の合理性について、以下の主張を行った。

新規制基準は、福島第一原子力発電所の事故を受けて発足し、高度の独立性を保障された原子力規制委員会において、電気事業者から中立な立場の外部専門家が関与した公開の審議のもとで、福島第一原子力発電所の事故により得られた知見等最新の科学的知見を踏まえて策定されたものである。

原子力規制委員会の位置づけ、制定経緯及び内容等からすれば、新規制基準には合理性がある。

2 . 準備書面 3 について

当社は、川内原子力発電所における地震に対する安全性について、以下の主張を行った。

当社が川内原子力発電所において策定した基準地震動は、豊富な観測データに基づき高い精度で把握した地域的な特性を踏まえ、十分な余裕をもって策定した妥当なものである。そのため、基準地震動を超過する地震動が発生する可能性は極めて低い。

また、仮に、基準地震動を超過する地震動が発生したとしても、川内原子力発電所には、耐震安全上の余裕が確保されていることから、川内原子力発電所の耐震安全性に直接影響を与えるものではない。さらに、万が一、耐震安全上の余裕を超過するような地震動など異常な事象が発生したとしても、多重性または多様性及び独立性を考慮した安全確保対策が講じられており、原告らが主張するような放射性物質の大量放出事故が発生する現実的危険性はない。

したがって、川内原子力発電所においては地震に対する安全性が確保されている。

以上